

入 札 公 告 (建 設 工 事)

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、令和7年度本予算が成立し契約に係る事務手続きが整った場合についてのみ有効である。

令和7年3月28日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 半谷 敬幸

1 工事概要

- (1) 工 事 名 網走川中央地区 西幹線頭首工右岸1期工事
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 工 事 場 所 北海道網走郡美幌町
- (3) 工 事 内 容 本工事は、国営かんがい排水事業網走川中央地区の事業計画に基づき、西幹線頭首工を施工するものである。

(主要工種)	(概算数量)
コンクリート打替工	V= 73m ³
超高強度繊維補強コンクリート板補強工	A= 196m ²
仮設工(半川締切・大型土のう)	N= 1,400個

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで。
- (5) 本工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。
- ・建設リサイクル法対象工事
 - ・ダンピング対策対象工事
 - ・総価契約単価合意方式
 - ・出来高部分払方式
 - ・工事費内訳書配布対象工事
 - ・総合評価落札方式試行工事(施工能力評価型Ⅰ型)
 - ・施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事
 - ・同時提出型方式の対象工事
 - ・週休2日による施工対象工事(発注者指定型)
 - ・概略工程表を開示する試行工事
 - ・建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事
 - ・見積書の提出を求め予定価格に反映させる工事
 - ・農林水産省土地改良工事積算基準による施工パッケージ型積算方式対象工事
 - ・生産性向上チャレンジ対象工事
 - ・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事
 - ・契約後VE方式対象工事
 - ・北海道インフラゼロカーボン対象工事
 - ・電子入札システム対象工事
 - ・電子契約システム対象工事
 - ・賃上げによる加点の対象工事

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格を、単体として「A等級」、「B等級」若しくは「格付特例B等級」(令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。)の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体として「A等級」の決定を受けていること。ただし、「B等級」又は「格付特例B等級」の者が競争に参加する場合は、「一般土木」の技術評価点数が760点以上であること。
- また、経常建設共同企業体で上記の一般競争(指名競争)参加資格の決定をA等級として受けており、かつ、経常建設共同企業体として網走開発建設部に競争参加を希望している者は、単体として参加できない(経常建設共同企業体の他の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたことにより、経常建設共同企業体として参加できない場合を除く。)
- なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再決定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと(共同企業体の場合は、当該者を構成員に含まないこと。)
- (4) 平成21年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
- 同種性が認められる工事
- 農業農村整備事業における締切工の施工実績を有すること。
- (5) 施工計画が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。共同企業体の場合は、全構成員が配置できること。ただし、現在他の工事に従事している場合、契約締結日まで当該工事に配置できる技術者であること。
- また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。
- 兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。
- なお、受注者は、工事の継続性において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
- ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。詳細は入札説明書による。
- イ 平成21年度以降に上記(4)本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)本文に掲げる工事の経験を有していればよい(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあっては、上記ア、イに加えて監理技術者資格者証及び監理技術者講

習修了証を有する者であること。

- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。)
- (8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。
 - ア 北海道開発局発注工事で、令和4年度及び令和5年度の工事成績評定点の平均が65点以上の者であること。
なお、どちらか単年度の受注実績しかない場合は、実績のある年度の工事成績評定点の平均とする。
 - イ 共同企業体にあつては、北海道開発局発注工事で令和4年度及び令和5年度の工事成績評定点の全構成員の平均が65点以上の者であること。
なお、上記の受注実績がない構成員の工事成績評定点は65点とする。
 - ウ 令和4年度及び令和5年度の実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
 - エ 当局の施工実績のない業者の工事成績は65点として扱う。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)
- (11) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店を有すること(共同企業体の場合は、全構成員が北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。ただし、構成員のいずれか1社は北海道内に本店を有すること。)
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「監理技術者(専任特例2号)」という。)の配置を認める。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

- ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、「標準点」100点を付与する。
- イ 資料に示された実績、施工計画により最高43.0点の「加算点」を与える。
評価項目は次のとおり。
 - (ア) 企業の施工能力に関する事項
 - (イ) 配置予定技術者の能力に関する事項
 - (ウ) 施工計画について評価を行う(別途「評価基準」のとおり)
- ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
 - (ア) 品質確保の実効性
 - (イ) 施工体制確保の確実性
- エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒093－8544 北海道網走市新町2丁目6番1号
北海道開発局 網走開発建設部 契約課 入札スタッフ
TEL 0152-44-6152

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、電子入札システムにより交付する。交付期間は別表1のとおり。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD－R及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、上記4(1)の担当部局へ簡易書留又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書、資料及び見積書の提出期間並びに提出方法

ア 申請書及び見積書

原則として電子入札システムにより提出すること。提出期間は別表1のとおり。

イ 資料

提出期間は別表1のとおり。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

休日を除く毎日。

提出期間は別表1のとおり。

提出場所 上記4(1)に同じ。

持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

(5) 見積りを行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間及び交付方法

見積りを行うために必要な公示用設計書及び図面等については、休日を除く毎日、電子入札システムにより交付する。交付期間は別表1のとおり。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。提出期間は別表1のとおり。

開札は、別表1のとおり、北海道開発局網走開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行網走代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部)又は銀行等の保証(取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行網走代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には、請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は、特記仕様書等による。

- (5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照。)
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。
- (10) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照。)
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書、資料及び見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (14) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。
- (15) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (16) 本工事にかかる落札決定は、令和7年6月18日を予定しているが、予算成立が令和7年6月19日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (17) 詳細は、入札説明書による。

別表1

本工事における手続き期間等

4.入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び 受付方法	令和7年3月28日(金)から令和7年5 月23日(金) 9時00分から18時00分(最終日は12 時00分)まで
4.入札手続等 (3) ア 申請書	申請書、資料及び見積書の提 出期間並びに提出方法	令和7年3月28日(金)9時00分から 令和7年4月11日(金)12時00分まで
4.入札手続等 (3) イ 資料		4(6)入札日時に同じ
4.入札手続等 (4)	入札保証金の納付等に係る書 類の提出期間、場所及び方法	令和7年3月28日(金)から令和7年5 月23日(金)まで 9時00分から17時00分(最終日は12 時00分)まで
4.入札手続等 (5)	見積りを行うために必要な公示 用設計書、図面等の交付期間 及び交付方法	4(2)に同じ。
4.入札手続等 (6) 入札書	入札及び開札の日時及び場 所並びに入札書の提出方法	令和7年5月22日(木)9時00分から 令和7年5月23日(金)12時00分ま で。
4.入札手続等 (6) 開札		令和7年6月18日(水)9時00分